

2027 年度政府予算に関する要望書

2026 年 7 月 27 日 日本共産党千葉県委員会

日本の教育予算は、OECD 諸国と比較しても平均以下と非常に低い水準となっています。特に少子化の背景には、教育費負担が大きな足かせとなっており、子どもはもちろんのこと、憲法 26 条の全ての国民の学ぶ権利を保障する上で、教育、文化、スポーツ予算の思い切った拡充が求められています。

2027 年度（令和 9 年度）の予算に対して、以下の項目を要望します。

- 1、 沖縄県辺野古での小型船転覆事故をめぐり、同志社国際高校の平和学習は教育基本法第 14 条 2 項に違反するという文科省の「見解」は、同法第 16 条 1 項が禁じる教育への「不当な支配」そのものである。ただちに撤回すること。
- 2、 学校給食無償化
 - ① 2026 年度から小学校の給食費無償化が実現した。物価高騰により、保護者への負担を求めている自治体がある。国が責任をもち、全ての子どもたちに、お腹いっぱい食べられる給食を全額無償で提供すること。
 - ② 中学校の学校給食無償化を全額、国の負担で実施すること。
 - ③ 学校給食の無償化にあたっては、国産の食材、有機米や有機野菜に転換するなど、地産地消の安全な学校給食が現場でできるように、十分な予算を確保すること。
 - ④ 物価高騰による給食費の値上げについて保護者に負担を求めている自治体がある。早急に無償化を実施するとともに、少なくとも、値上げしないですむよう、各自治体の実施している給食費負担軽減策に対し、補助金の拡充、予算措置を早急に実施すること。
 - ⑤ 学校給食は民営化の対象とせず、自校方式を拡大すること。
 - ⑥ 不登校の児童生徒も学校給食が食べられるよう工夫をするとともに、代替策を講じること。
- 3、 不登校
 - ① フリースクールに通う児童生徒への学費や通学への補助等を行うこと。
 - ② 不登校といっても、その理由や経過は千差万別であり、子どもの思いを尊重することが何よりも重要となる。そのため、さまざまな選択肢、居場所づくりをすることが求められる。その一助とするためにも相談体制を拡充すること。子どもと共に、親が安心して相談できる体制の充実を図ること。その際、不登校は、学校復帰、教室登校を促すことを前提とした対応は、むしろ逆効果であり、子どもや親を孤立させることにつながる。そのため、相談員や支援員などへの研修の機会を設けるようにすること。

- ③ すべての学校に校内教育支援センターを設置し、支援員が配置できるよう予算措置を行い、正規の教員も対応できよう定数改善を行うこと。

4、 就学支援

- ① 就学援助制度への国費の増額と対象者を拡大すること。
- ② 修学旅行費、林間学校費、教材費、制服、体操着などの保護者負担を無くし、学校教育は無償の原則を実施すること。
- ③ 連続した物価高騰の下、準要保護世帯における学用品の購入困窮実態を解決するべく、就学援助制度を改善すること。
- ④ 修学支援新制度・給付型奨学金については、学生の学ぶ権利を保障するとともに、この間の消費者物価の上昇を踏まえ、改善すること。相対評価による成績要件を撤廃すること。

5、 ICT

- ① 小中学校のタブレット端末の修理代などの保護者負担がないようにすること。
- ② 1人1台端末（タブレット端末）の整備・修繕・更新・活用に係る通信及び回線速度改善等に係る恒常的な国の財政支援措置を講ずること。
- ③ 学習ソフトウェア、周辺機器や指導者用機器の購入経費、保守管理等についても、国庫補助の対象とすること。
- ④ 中学校の全普通教室に電子黒板及び、それに付随する校内情報配信システムの導入・更新が可能となる財政措置を早急に行うこと。
- ⑤ 欧米ではデジタル教材の弊害が問題になっている。世界的な研究の到達をふまえ、しっかり検証を進め、子どもたちの健康と発達に寄与する教育を進めること。

6、 部活動

- ① 部活動の地域展開に安定的な予算措置を行うこと。
- ② 義務教育期間での部活動地域移行を進めるうえでも、保護者への経済的負担が大きくならないよう国としても、財政措置を図ること。また指導者の社会的地位の確立と処遇の保障、性暴力や性犯罪を含めた教育的指導・研修の保障・義務化を図れるよう制度化すること。
- ③ 練習場所等の移動に対する支援を別枠で支援すること。

7、 学級編成と教員不足、多忙化の解消

- ① コロナ禍の分散登校により少人数学級が、有効であることがはっきりした。すべての子どもたちに、向き合える1クラス20人程度の学級を早急実現するよう、教員の計画的増員を進めること。
- ② 区画整理や大規模マンション建設などによる過大規模校では、きめ細やかな指導が困難となり、問題行動も発生しやすい。早急に解消を図るよう働きかけること。また、新たな過大規模校を新設することのないよう指導すること。

- ③ 専科教員の配置拡大と、働き方改革に欠かせない学校運営や授業をサポートする職員体制を増員すること。
- ④ 深刻な教員不足を解消し、教員への過重負担を減らし、心身共に健全でいられるよう対策を講ずること。
- ⑤ 年度途中の産休・育休・療養休暇等の代替教職員を正規で採用できる定数改善を図ること。
- ⑥ 加配による単年度の教職員定数の改善ではなく、乗ずる数・除する数の改善等により義務標準法・高校標準法を抜本的に改善すること。
- ⑦ 特別支援学級は、1学級8人を6人にすること。
- ⑧ 小学校にも学年副担任を配置できるよう定数改善を図ること
- ⑨ 外国籍の児童生徒に十分な指導が可能な定数改善を図ること。
- ⑩ 教職員のストレスチェックを行うなど、メンタルヘルス対策を強化し、相談できる体制を作るなど対策を強化すること。
- ⑪ 教員を増やし、初任者研修だけでなく、日々の支援ができるよう国として財政措置を講ずること。
- ⑫ 臨時的に任用されている教職員の処遇改善を行うこと。
- ⑬ 臨時的任用教職員の正規教員への転換を進めること。
- ⑭ 給特法を改正し残業代を支給すること。
- ⑮ 義務・高校標準法を改正し、教職員定数改善計画を策定し、正規職員を大幅に増やすこと。また、中間的な管理職ともいえる「主務教諭」の配置に係る予算を正規職員の増員への予算に充てること。

8、 特別支援学校の増設と環境整備

- ① 教室不足の解消を図り、必要な人員を配置できるよう教育条件を引き上げること。
- ② 地域に根ざした小規模分散型の特別支援学校の新設を行い、児童生徒の教育を受ける権利を保障すること。
- ③ スクールバスを増やし、長時間通学を解消できるよう予算を拡充すること。

9、 学校教育の充実と改善

- ① 各小中学校の養護教諭2名体制に拡充すること。
- ② 正規の学校図書館司書を全学校に配置すること。
- ③ 正規のスクールカウンセラーを毎日配置できる予算措置を行うこと。また、児童・生徒数に応じて複数配置すること。
- ④ 支援の必要な児童生徒への支援を行う補助教員、支援員などの配置を強化すること。
- ⑤ 県採用教職員が市町村教育委員会に従事する際、「指導主事」「管理主事」など管理職として位置付けられ、残業代が出ず、かつ残業時間が野放しになっている実態を国として把握し是正すること。
- ⑥ 昼休み・夏休みの削減を推奨しないこと。
- ⑦ 全国一斉学力テストは中止すること。

- ⑧ 包括的性教育を人権教育の一環として位置づけ、小学校低学年から年齢に応じた学びを行えるようにすること。
- ⑨ LGBTQ の子どもへの適切な配慮を求める国の通知をさらに多様性尊重の見地から発展させること。教職員や子どもたちが理解をすすめることを重視すること。
- ⑩ 制服、体操着、水着などのジェンダーレスをすすめること。
- ⑪ 性別で分けない名簿を基準とすること。
- ⑫ 自衛隊関係の講座、講師、体験、資料配布を学校で行わせないこと。
- ⑬ 夜間中学、定時制高校の開設と支援制度をつくること。
- ⑭ 日本語学習支援について、日本語指導のための専門職員の配置に係る財政支援を講ずるなど日本語教育体制を抜本的に強化すること。また、高校進学・卒業に必要な日本語能力を習得できるよう、民間支援団体等に対する外国にルーツをもつ生徒向け学習教室等の設置・運営経費に係る補助制度を創設すること。
- ⑮ 児童・生徒並びに教職員の生理休暇取得を促進すること。
- ⑯ 「道徳の教科化」をやめ、基本的人権や個人の尊重、多様性に基づく市民道徳の教育にきりかえること。
- ⑰ 「従軍慰安婦」など教科書記述への不当な介入、侵略戦争の美化をやめること。関東大震災における朝鮮人虐殺など、植民地支配、加害の歴史を伝えること。

10、 高等教育

- ① 高等教育の無償化、国立大学の運営費交付金を増額すること。
- ② 給付型奨学金の拡充と有利子奨学金は無利子とし、奨学金の返済免除の対象を拡大すること。
- ③ 国立大学・高専の授業料無償化等、早期に着手すること。
- ④ 国立大学運営費交付金の維持・増額を図ること。
- ⑤ 「適正配置」を改めて少人数学級化を進めること。
- ⑥ 高等学校の再編・統廃合は生徒・現場・地域の声を聞き、合意形成を行うことを前提とし、強引な統廃合は行わないこと。
- ⑦ 通信制高校のサポート校に通う生徒が JR の通学的定期券を継続して購入できるように、通知の見直しなどを行うこと。
- ⑧ 定時制高校に通う生徒への給食を全校で実施できるよう財政支援を行うこと。
- ⑨ 世界に例のないような、基本的に全員に受験を課す、高校入試制度の抜本的な改革を検討すること。

11、 ハラスメント対策

- ① すべての教職員が、性暴力・性犯罪、ハラスメントなどの研修を受けられる体制を作り、学校内で加害者も被害者も作らないための取り組みを進めること。
- ② 教職員、児童生徒が生理を理由に休める環境を整えること。

12、 施設

- ① 学校の避難訓練では給食室、理科室、家庭科室からの出火に止まらず、あらゆる場所からの出火を想定し、避難経路や用具の確認、必要な外階段やハシゴの設置など、予算措置も行い、対策を講じること。
- ② 学校施設のエアコン設置と断熱化について、大幅に予算を拡充すること。特に断熱化には、予算がかかり自治体への負担が重くのしかかり、エアコン設置できない自治体もあることから、予算措置の拡充を行うこと。
- ③ 学校施設の耐震化や老朽化対策の建設工事の入札不調がおきている。小中学校における施設整備に係る補助単価については、地域の実工事費単価に応じて補助額等を改善し、補助金を拡充すること。
- ④ 市民の避難場所となっている県立高校等のエアコン設置・断熱工事・トイレの洋式化など、必要不可欠な施設改修を促進するため、国の予算措置を抜本的に増額し、保護者負担なく整備できるようにすること。
- ⑤ 女子トイレの数を増やすこと。特に「スフィア基準」では避難所等のトイレについて「女性用と男性用の設置比率を3：1」とすることが推奨されることも踏まえ、学校施設の建て替え・新設時に女子トイレの数を大幅に増やすよう、全国教育委員会に通知を出すこと。加えて、十分な予算を保障すること。
- ⑥ 女子トイレ、多目的トイレの全個室に生理用品を置くこと。
- ⑦ 都市部での再開発・大型開発、学校統廃合は、学校の大規模化を招き、教職員の業務量や子どものいじめ、荒れ、不登校を増大させかねない。文科省として開発や学校統廃合のデメリットを研究・発信し、規制に乗り出す、あるいは統廃合をすすめる方針を見直すこと。

13、 社会教育・文化・芸術

- ① 社会教育予算を抜本的に増やすこと。
- ② 公民館等社会教育施設を増やすこと。また施設、設備（受変電設備、エレベーター等）の老朽化対策（更新を含む）に対する国の補助制度を創設すること。
- ③ 社会教育主事など職員の増員をはかること。
- ④ 文化ホールや図書館、美術館・博物館への公的支援を拡充すること。民営化、民間委託を止めさせること。
- ⑤ 地域の文化活動、NPO やサークル、鑑賞団体などの活動が発展するように、ホールや展示場所、稽古場の利用料の低減など条件整備を進めること。
- ⑥ 社会教育施設は教育の中立性、継続性、安定性確保の観点から、首長部局ではなく、教育委員会が所管すること。

以上